

広報

まっしま

6



再生に向けて

かきの養殖棚が流失するなど甚大な被害を受けた漁業者。奇跡的に残った松島湾内や県内産の種かきを何とか調達し、今秋からの出荷にむけて意欲を燃やしています。(写真右)

遊覧船の関係者は湾内に流出したがれきを懸命に撤去し、大型連休を前に運航再開にこぎ着けました。(写真左上)

町内の農業生産者が消費者交流しながら新品種の「東北194号」の田植えに挑んだJA仙台主催の「あぐり塾」。「震災でお米の大切さを再認識しました」と町内外から多くの方が参加していました。(写真左下)

主な内容

- 災害対策本部トピックス ……………②
- 国民健康・後期高齢者医療制度
被保険者の皆さまへ ……………④
- 暮らしの情報 ……………⑩

災害対策本部トピックス

新たな歩みを一歩ずつ

広域行政で県知事へ要望

塩釜地区広域行政連絡協議会（塩釜市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町）では、五月二十三日に大橋町長を始め各市町の首長と議長が県庁や県議会議を訪れ、村井嘉浩県知事と畠山和純県議会議長に対し、震災廃棄物処理場の確保や宅地災害復旧の全額国庫負担など七項目を求める要望書を提出しました。

村井知事は「被害が甚大で、国に対応してもらわなければならぬ。要望をしっかりと受け止めたい」と話していました。

仙石線復興に連携

JR仙石線復興調整会議の初会合が五月二十三日に東北運輸局で開催されました。この会議は震災で甚大な被害を受けたJR仙石線の円滑な復旧を目指し沿線自治体とJR東日本が連携するものです。会議には松島町のほか、J

Rや宮城県、東北運輸局、石巻市、東松島市などの担当者も参加し、今後、各自自治体の

土地利用や鉄道復旧に対する要望を集約してJRと協議し、沿線自治体の復興計画へ反映させます。

給食提供で支援

学校給食センターでは、七ヶ浜町の学校給食センターが震災の影響で使えないため、五月六日から多賀城市とともに給食の提供を始めました。

松島町からは松ヶ浜小と赤楽小の三、六年生計約四百五十人に給食が届けられ、児童は久しぶりの給食に喜んでいました。



▲七ヶ浜町の小学校へ運ばれる給食

瑞巖寺で犠牲者を慰霊

東日本震災の犠牲者を弔う物故者慰霊法要が四月二十六日に瑞巖寺で行われました。吉田道彦住職をはじめ僧侶十五人が読経で犠牲者を慰霊し、大橋町長をはじめ町議会議員や寺の関係者が焼香をして冥福を祈りました。

吉田住職は「被災状況が想像を絶して言葉が見つかりません。亡くなった方の冥福をお祈りします」と話しました。瑞巖寺では白壁の一部がはがれ落ちるなど被害がありましたが、境内の安全を確認し四月十日より拝観を再開しました。



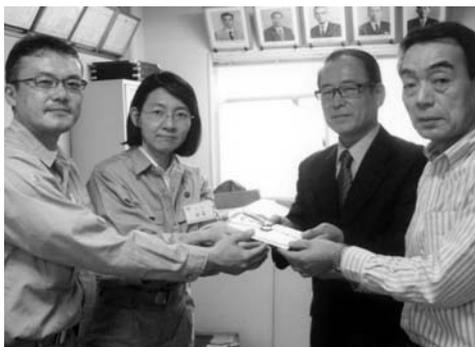
▲犠牲者慰霊のための読経



▶復興に取り組む観光関係者を激励に訪れた自衛隊の音楽隊（四月二十七日）



▶生放送で元気の松島を全国にPRする大橋町長（五月七日）



▶伊東香織倉敷市長が市内の「くば商工会」より託された義援金を利府松島商工会の福田会長に手渡しました（五月九日）



▶四月二十七日に開催した総合行政相談会。国や県の関係窓口には約九十人の住民が訪れました

ローマ教皇の使者が来町

ローマ教皇ベネディクト十六世の代理として来日したロベール・サラ枢機卿が、五月十六日に来町しました。

枢機卿は役場で法王庁からの義援金を大橋町長に手渡し、瑞巖寺などを視察した後、遊覧船で松島湾へ出航。デッキから「神よ、犠牲となられた方々へ永遠の安息をお与えください」と祈りをささげ、海に花束を投げ入れました。

枢機卿は「犠牲者は無に帰したのではなく天において私たちのために祈っている。そのことを感じてほしい」と話していました。



▲瑞巖寺を視察するロベール・サラ枢機卿（右から2番目）



▲泥を片付ける舞子高校の生徒

舞子高校の生徒がボランティア

五月七日から全国唯一の防災専門学科「環境防災科」を持つ兵庫県立舞子高校の生徒延べ百六十人が、一週間交替で本町を拠点基地として、東松島市などで支援活動を行っています。

生徒による支援活動は、食事を自ら調理し、スコップなども持参しての自己完結型。班に分かれ、被災地の泥上げや片づけ作業などに汗を流しています。

生徒たちは「災害後すぐに被災地に行くことができず、すごく悔しかった。できることは少なくとも、今協力できることを精いっぱいがんばります」と話していました。

内閣府大臣政務官と意見交換

五月十七日に政府現地対策本部の阿久津幸彦内閣府大臣政務官と二市三町（塩釜市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町）の首長による合同意見交換会が塩竈市役所で行われました。

意見交換会では、各首長から、生活再建や産業復興など災害対応への国の積極的な支援を求める意見が出されました。

阿久津政務官は「政府現地対策本部として要望などを政府に伝え、被災地の早期復旧、復興、さらには発展に、全力で取り組みます」と話していました。



▲阿久津内閣府大臣政務官（右から2番目）



▶サインポールを手渡し一緒にがんばろうね」と励ます速水さん

松島への支援を呼びかけます

松島町観光親善大使の速水けんたろうさんが、5月14日、15日に松島町や東松島市、仙台市などの避難所を訪れ避難者を激励しました。

避難所では、速水さんが作詞作曲した「ひとりじゃないよ」やヒット曲「だんご三兄弟」を披露。握手や記念撮影に気軽に応じていました。また、15日には役場を訪れ、ファミリーコンサートで募った募金と子どもたちが折ってくれた千羽鶴を大橋町長に手渡しました。

速水さんは「被災地の実情を見てこれが現実なんだと心が痛みました。コンサートなどを通じてこれからも松島への支援を呼びかけていきます」と誓っていました。



▶避難所の皆さんとふれあう水森さん（中央）

歌で元気な松島をPRします

松島町観光親善大使の水森かおりさんが5月8日に来町し観光協会や町内の避難所3カ所を訪ね、関係者を激励しました。「今まで歌っていいものか悩んできました。でも、松島の皆さんの笑顔に接し、私が逆に励まされ、力をいただいた気がします。明日から胸を張って松島紀行を歌い、元気な松島を全国へ発信していきたいと思っています」と話していました。

水森さんは町内の避難所を巡回し「松島紀行」や「鳥取砂丘」などのヒット曲を披露し、復興を願っていました。

東日本大震災で被災された国民健康保険または後期高齢者医療制度の 被保険者の皆さまへのお知らせ

1. 平成23年6月末日までは、被保険者証がなくても氏名・生年月日・住所および連絡先等を申し出ることにより 保険診療を受けることができます。

震災に伴い、被保険者証を紛失・流失したことにより、医療機関の窓口で提示できなくても、1※（氏名・生年月日・住所及び連絡先等）を申し出ることにより保険診療を受けられる取り扱いが、これまでの5月末日から6月末日まで延長になりました。

2. 平成23年7月1日から、医療機関で受診の際には

①窓口で被保険者証の提示が必要になります。

上記 1※（ ） の内容を申し出ることにより保険診療を受けられる取り扱いが、平成23年7月1日から、保険診療を受ける際には、被保険者証の提示が必要になります。

国保、後期高齢者の被保険者証を紛失・流失等してしまった方は、役場での再交付の手続きをしてください。ご来庁の際には、認印・本人確認できるもの（例 免許証、年金証書等）をご持参ください。

②受診した際の窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

医療機関の受診の前に下記の①～⑦に該当することを申し出たことにより、窓口での負担が免除されていた方について、平成23年7月1日からは、保険診療を受ける際には、被保険者証と一緒に一部負担金等の免除証明書の提示が必要になります。

該当になる方及び申請の際の添付書類

災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民であり、以下のいずれかに該当する方。
（地震発生後、他市町村に転出した方については、転出先の市町村での免除証明の申請となります）

今回の震災により

- ①住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ②主たる生計維持者が死亡した場合又は重篤な傷病を負った方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤主たる生計維持者が失職し現在収入がない方
- ⑥福島原発の避難指示地域又は屋内退避指示地域の対象となっている方
- ⑦福島原発の事故に伴い政府の避難指示・計画的避難区域及び緊急時退避準備区域に関する指示の対象となっている方

●添付書類一覧

区 分		添 付 書 類
震災により住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方		り災証明書、被災証明書
震災により主たる生計維持者が	死亡した場合	1) り災証明書、被災証明書（死亡の記載あれば可） 2) 1) でその旨の記載がない場合は死亡診断書 3) 2) のみでは判断が困難な場合、併せて死亡診断書に準ずる医師の証明書 4) 警察の発行する死体検案書
	重篤な傷病を負った方	医師の診断書
	行方不明である方	警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの
	業務を廃止し若しくは休止し、又は失職し現在収入のない方	1) 公的に交付される書類であって事実確認が可能なもの 例：税務署に提出される廃業届、異動届の写し等 2) 1) による確認が困難な場合は事業主等による証明書
<ul style="list-style-type: none"> ・福島原発の避難指示地域又は屋内退避指示地域の対象となっている方。 ・福島原発の事故に伴い、政府の避難指示計画的退避区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方 		避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの ※ ただし避難指示等の対象地域から直接松島町に転入された方は不要です。

※ 免除証明書発行について、事務処理上、申請から数日かかる場合もあります。ご了承願います。

※ 地震以後、一部負担金について、上記①～⑦に該当するにもかかわらず、医療機関等で負担してしまった方については、下記までご連絡願います。

●問合せ 町民福祉課町民サービス班 国保、後期高齢者担当 ☎ 354-5705

東日本大震災などにより会社の倒産、解雇、雇い止め等が理由で離職された方々へ 国民健康保険税の軽減措置を受けることができます

●対象者（次のすべての条件を満たしている方が対象となります）

- ・平成 21 年 3 月 31 日以降、離職された方
- ・失業（離職）時点で 65 歳未満であること
- ・「雇用保険受給資格者証」の「離職理由」欄の数字が次のとおり表示になっている方。

特定受給資格者（離職理由欄：11、12、21、22、31、32） 倒産・解雇などによる離職

離職理由欄数字	離職理由
11	解雇
12	天災等の理由により、事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	特定雇い止めによる離職（雇用期間 3 年以上雇い止め通知あり）
22	特定雇い止めによる離職（雇用期間 3 年未満更新明示あり）
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職

特定理由離職者（離職理由欄：23、33、34） 雇い止めなどによる離職

離職理由欄数字	離職理由
23	期間満了（雇用期間 3 年未満更新明示なし）
33	正当な理由のある自己都合退職（31、32、34 以外）
34	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 12 カ月未満）

●軽減内容

- ・国民健康保険税は、前年の所得で算定されますが、軽減は前年の給与の 30/100 とみなして計算します。
(前年中の所得を減額するのは、非自発的失業者の給与所得のみで、給与以外の所得や、世帯内のその他の国保加入者の所得については減額されません)

●軽減期間

離職年月日	軽減期間
平成 21 年 3 月 31 日から平成 22 年 3 月 30 日	平成 23 年 3 月まで
平成 22 年 3 月 31 日から平成 23 年 3 月 30 日	平成 24 年 3 月まで
平成 23 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 30 日	平成 25 年 3 月まで

- ※ 雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
- ※ 国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象になりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険の資格を喪失すると軽減措置は終了します。
- ※ 平成 21 年 3 月 31 日から平成 22 年 3 月 30 日に離職された方については、平成 21 年度の国民健康保険税の軽減措置の対象にはなりません。平成 22 年度の国民健康保険税の軽減対象には該当いたしますので、ご確認ください。

●申請に必要なものは？

- ・雇用保険受給資格者証
(「離職理由」に、11・12・21・22・31・32・23・33・34) の番号が記載されている方)
- ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑（認印）

●問合せ先 町民福祉課 町民サービス班 国保担当 ☎ 354-5705

溝畑観光庁長官と
意見交換



▲意見交換する溝畑長官

五月十九日に溝畑宏観光庁長官が松島の復興状況の視察に来町し、大橋町長や町内の若手観光関係者と意見交換を

ミシュラングリーンガイドで三つ星に

「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」改訂第2版（フランス語）の掲載地を5月13日のフランスでの発売に先駆けて発表され、宮城県・松島は「震災前評価」に基づき最高位の三つ星評価で紹介されました。

改訂版では、ミシュラン・グリーンガイドの編集者が日本政府観光局と連携し、平成21年11月から平成22年9月にかけて日本を訪れ調査を実施。新たな観光地を掲載して内容の充実を図るとともに、掲載地の実用情報を見直して更新しました。

日本ミシュランタイヤのベルナル・デルマス社長は、「この本で紹介している観光地の多くは震災前と変わらない魅力と平穏さを保っていますが、外国人観光客の姿が減っていると聞きました。この改訂第2版の発行によって、訪れる人々が増えることを心から願っています」とコメントしていました。



ミシュラングリーンガイド

行いました。

意見交換会では、大橋町長が「夏の観光シーズンを前に観光関係者が一丸となって準備を整えています。観光庁にもPRに協力をいただき、「いい」と挨拶。参加した若手観光関係者からは、「こんな時だからこそ本場の松島の良さを再認識し、新たな視点での取り組みを行っていきたい」と漁業の復興を祈り、大漁唄い込みの盆踊りを復活させる「松島の盆」の新たな企画等が提案されました。溝畑長官は、「松島を中心とした美しい宮城を世界に発信していきたい。自粛を自粛してもら

うよう観光庁も支援したい」と話していました。

DCキャンペーン

開催が決定
(平成二十五年春)

JRと自治体等による大型観光宣伝「Destinyネーションキャンペーン」(DC)の平成二十五年春の宮城県開催が決定しました。

前回開催されたのは、平成二十年の十月と十二月でしたが、期間内にはSLが運行したり、さまざまなイベントが開催され、多くの観光客が訪れました。

宮城の観光復興に向けた大きな励みになり、多くの観光客が訪れることで、被災地の人たちの心の復興につながるなど、観光面にとどまらないDC効果が期待されます。



▲GWには多くの観光客が訪れてくれました

被害状況

- 津波浸水面積 2km² (護岸・物揚場・防波堤等の沈下、亀裂)
- 人的被害 (5月13日現在)
 - 町民で亡くなった方 14人 (町内で2人 町外で12人)
 - 行方不明者 2人
 - 重傷者 3人
 - 軽傷者 34人
- 避難所・避難者
 - 3カ所 (東松島市民153人)
 - 手樽地域交流センター
 - 品井沼環境改善センター
 - 松島東部地域交流センター
- 公共施設等被害

5月13日現在。調査は継続中であり、今後増える見込みです。
- 公共土木施設
 - 町道 (亀裂、沈下等) 194箇所 延長=22.4km
 - 漁港 古浦漁港、名籠漁港、銭神漁港
- 農業用施設
 - 農道 21箇所 (亀裂、沈下、法面・路肩崩壊等)
 - 用排水路 44箇所 (排水路・護岸ブロックの破損等)
 - ため池 34箇所 (堤体沈下・亀裂、法崩れ等)
 - 排水機場等 29箇所 (機場周辺の沈下・地割、引込柱・操作盤の傾き等)
 - 農業共同施設 8箇所 (地盤沈下、温室ハウス等破損)
 - 農地 1箇所 (農地亀裂、暗渠破損、海水浸水63.4ha)
- 上水道施設
 - 給配水管 234箇所、浄水施設1箇所、配水施設2箇所、取水施設1箇所
- 下水道施設 管路L=2.3km、マンホール173箇所、マンホールポンプ1箇所 雨水路L=0.1km 雨水ポンプ場5箇所、浄化センター1箇所、汚水中継ポンプ場1箇所
- 学校教育施設 5箇所 (校舎・体育館・プール・校庭等損傷)
- 社会教育施設 9箇所 (公民館・町民の森・町民体育館・海洋センター等損傷)
- 福祉施設 4箇所 (保育所・健康館・老人ふれあいの家の損傷)
- 観光施設 11箇所 (建物屋根・天井破損、橋脚破損、便所破損、舗装損傷等)
- 商工施設 建物損壊245店舗
- 水産施設等 かき養殖棚700台、漁船152隻、共同かき処理場6箇所
- 損害額合計 (概算) 85億9千万円

ご支援ありがとうございます

5月20日現在 寄付金、義援金をいただいた皆さまです。(敬称は省略させていただきました)

寄付金

(財)宮城県建築住宅センター、佐藤成之、田中宏明、三井住建道路(株)、高杉商事(株)、宮城喜代二、高野一枝、深田浩史、鈴木建築、(株)長登山梨社員一同、(株)長谷川萬治商店、(株)風光社、波多江、樋口俊輔、有澤謙一、朝倉健一、秋田県にかほ市、秋田県にかほ市議会、下荒屋町内会、象潟自治会長連絡協議会、象潟町内会会長会、松ヶ丘自治会、上浜地区総代連絡協議会、上郷地区総代会、大町町内会、十日会、にかほ市民(匿名)、加賀物産(株)、ブルーシー・アンド・グリーンランド財団、渡辺政巳、鈴木志津、藪田睦雄、小国町民謡研究会一同、宮城県土地改良事業団体連合会、栗原市消防団、早坂輝雄、谷口南町会有志一同、徳永茂、滝口みち、(有)清和フーズダグラスペーコン、中山クリニック、野井和光、(有)独まん、タンダハルオ、東京都江東区民(匿名)、シノミヤサカリ、四方政秀、オオカワラタケミ、齋藤はる奈、ドイツヨシ、マツダヨシコ、チョウナンチカオ、オオカワマサヒロ、島根県益田市議会、イムラシユウコ、第一法規(株)、ユ.ウメツサケテン、ササハラヨシアキ、吉田真理子、(株)TKC、スズキヤスヒロ、ヨシノテツマサ、松島救済基金(キャスリンポール)、広島県廿日市市管理職等親交会、京都府宮津市管理職会、宮城県市町村共済組合、山森昭二、日本医療福祉生活共同組合連合会、マエハラハルカ、宮城県市町村職員退職手当組合、安村泰宏、(有)カンサイトキワズキ、ナカインブヒロ、ヌマヤマタダシ、イズミサワキエコ、国際航空グループ役員一同、東京書籍(株)、イシハラタケシ、ナカムラヨシジユ、ナカムラユウジユ、クマザワシズヨ、宮城県町村会、各都道府県町村会等、宮城県町村議会議長会、全国町村議会議長会、コマツシンジ、象潟バレーボールスポーツ

少年団、上浜バレーボールスポーツ少年団、上郷バレーボールスポーツ少年団

義援金

松島ライオンズクラブ、(有)八百東商店、今野留美子、日本共産党中央委員会、山田美保子、鈴木建築、(株)相和技術研究所、山崎みずえ、目々澤昭、山田浩、北海道壮瞥町、宮城県国民健康保険団体連合会、釣木隆弘、よさこい花鳥風月、ルーデンスリゾート、旧川口町議会議員一同、旧川口町(川口地区総代会)、塩澤襄、堀田一樹、早坂輝雄、山村護、松島球友会クラブ、赤間香、大木捺染(株)、エムズグレイシー(株)、石川県小松市、(株)CUBIC、千葉隆、榎本真司、森山満広、青木昭男、新日本婦人の会宮城県本部、高橋拓也、全日本民主医療機関連合会、ツチヤカズヨ、ユヤマミハル、ヨゴウタイチ、ミヤウチエミコ、スズキフミコ、ヤマダミホコ、ナカニシヨウスケ、モリヤサトル、ドイツヨシ、タグチリョウスケ、ヤマシタヤスシ、サイトウシン、ソラヤマナミ、オオカワマサヒロ、デジサポミヤギ、タカトリキュウエンキチ、ガワキケンジ、ノグチキョウイチ、ミカワケイスケ、イケザワタクロウ、オオイワエツコ、ヨネシマセイキチ、ヤマムラマモル、サトウコウイチ、フツコウシエンコンサート、イ)シャダンカンショウニ、アキバカツオ、チリタエコ、カワムラケンジロウ、ムラオエイジ、ササキエイ、タンノキョウコ、ミヤヤマヒロシ、キクチモトキ、イケザワタクロウ、ナカインブヒロ、シロシスマイルプロジ、ヒラヤマテツオパンストツ、ワタナベタイチ、オカダシゲアキ、カ.ニホンカンキョウコウカ、カ.ソウキカクセツケイ、ナカムラヨシジユ、ナカムラユウジユ、タカハシタクヤ、ゼンコクシンチョウソンスイ、平泉町、日本水工設計(株)、速水けんたろう、小松さか江、ムラカミアキラ、宮城県議会議員

支援物資(4月号、5月号掲載以外の方々)

総務省東北行政評価局、愛知県名古屋市のトヨタ自動車(株)、(株)学陽書房、(社)塩釜歯科医師会、西村歯科医院、佐賀県肥前精神医療センター、葉匠三全、アイビー(株)、秋田県にかほ市建設協議会、八木電子(株)、Jword(株)

人的支援 被災家屋調査(東広島市、宮城県塩釜県税事務所)、確定申告相談受付(塩釜税務署)、マッサージ等(北山形福祉会茶寿の家)、法律相談(仙台弁護士会)

このほか、多くの個人や匿名の方からご支援・ご協力をいただきました。記入漏れやお名前に間違いがありました場合には、ご容赦下さいますようお願い申し上げます。

震災関連相談

震災に関連した便乗商法や義援金詐欺などの被害情報が寄せられています。ご注意をお願い致します。今回は、相談の中で多かった「不動産貸借」や建築に関する事例です。

相談例① 地震、津波でアパートが床上浸水したが、不動産屋が補修に応じない。今は避難所にいるが、家賃は支払わなければならないか。

→客観的に使用が不可能な場合は、家賃は支払う必要はありません。また修繕可能であれば、修理は賃貸人に要求することができると思われます。

相談例② 地震で私が所有するアパートが危険判定で赤紙が貼られた。早速修理のために入居者に退去を求めたいのですが法的に可能でしょうか。また修理中も家賃を受け取れるでしょうか。

→修理に必要な期間に限って退去するように請求することができる。この退去は一時的なもので、賃貸借契約が終了するものでないため、修理が完了したら入居者の再度入居を拒むことはできない。一時退去期間中の賃料は請求することができない。また、賃借人は引越し費用や仮住まい費用を損害として請求されても家主にこの義務はありません。それは、賃貸目的物の修理は賃貸人の義務であると同時に権利でもあるからです。

相談例③ 震災後、訪問された業者と屋根瓦の工事を契約してしまったが、帰った後業者が信用できるか不安になった。解約できるだろうか。

→あわてて契約せず、できれば地元の業者とか複数の業者で価格等を比較し、作業内容等確認してから契約しましょう。8日以内に訪問販売はクーリング・オフができます。

●問合先

震災に関連した相談は国民生活センター ☎0120-214-888

仙台弁護士会「弁護士による震災に関する無料相談」 ☎0120-216-151

消費生活相談 ●相談日時 毎月火曜日・木曜日 午前9時～午後4時30分

(第一火曜日は勤労青少年ホームで相談を受け付けます)

●相談窓口 産業観光課商工観光班 消費生活相談員 ☎354-5708

4月28日 大洗水族館がマンボウを寄贈



▲松島水族館の水槽で元気に泳ぐ寄贈されたマンボウ

水槽の水をきれいにする海水循環ポンプが津波の影響で故障し、639日間飼育していたマンボウを失ったマリニピア松島水族館へ、茨城県大洗町の「アクアワールド大洗水族館」からマンボウの子どもが寄贈されました。

4月29日 観光遊覧船が再開



▲無事運航再開した遊覧船を見送る関係者

ゴールデンウィークを迎え、4月29日に松島島巡り観光船企業組合が、5月1日に丸文松島観光船が遊覧船の運航を再開しました。

津波により浮き桟橋が流され、小型船が転覆したり、陸に打ち上げられるなどの被害を受けましたが、大型船や中型船は無事で、湾内に流出したガレキなどを懸命に撤去し、運航再開にこぎ着けました。

大型連休に訪れた観光客は、遊覧船から震災前とほとんど変わらないきれいな景色を見ることができて喜んでいました。

4月16日 全国からの声援を受け大活躍



▲右下から鈴木美海、大谷知恵、石垣海、千葉好輝
右上から小野春菜、吉田海人、大谷紗恵、千葉椎奈（敬称略）

東北大会を制して東北代表権を勝ち取った松島空手道場の生徒8人が、代々木第2体育館（渋谷区）で開催された、第7回全日本少年少女空手道選手権大会に出場しました。

開会式では選手入場の際に東北代表の選手たちに対して会場が総立ちとなって励ましの声援と寛大な拍手が送られました。また、会場では義援金の募金活動が行われ、赤十字社を通じて被災地へ寄付されることになりました。

大会では小4女子の部で大谷知恵さん（一小）がベスト4に輝き敢闘賞を受賞しました。また、小6女子の部では大谷紗恵さん（一小）がベスト8に輝きました。

4月28日 みんなできれいな松島に



▲きれいな松島で観光客をお出迎え

松島町婦人会（後藤澄子会長）と（社）松島町シルバー人材センター（佐藤英夫理事長）では、きれいな松島で観光客をお出迎えしようと、会員など約100人が津波の泥で汚れた国道45号沿いのガードレールを清掃しました。

5月22日 松島あぐり塾が開塾



▲新品種「東北194号」の田植えを行う参加者

仙台農業協同組合松島支店では、松島の農業を知ってもらい、好きになってもらおうと「松島あぐり塾 ～松島で農業を好きになるう～」を開催しました。

約20人が参加し、新品種「東北194号」の田植えや味噌づくり体験を行い、自然や生産者とふれあいながら、地域の農業を学んでいました。あぐり塾は、秋の収穫まで4回にわたって開催されます。

5月21日 上方落語会を開催



▲会場は笑い声で包まれました

松島町国際交流協会とNPO法人ビオスが主催した東日本大震災復興イベント「上方落語会」が中央公民館で開催されました。

「がんばれ松島、がんばれ松島の子どもたち」と題して行われた落語会には多くの町民が参加し、林家卯三郎さんの軽快な口調の落語に会場は笑い声に包まれ、参加者は「おもしろくて震災のことを忘れられた」と楽しいひとときを過ごしていました。

坂東浩さんに旭日単光章



▲伝達式で役場を訪れた坂東さん

元松島町長の坂東浩さん（松島）が、平成23年度春の叙勲で旭日単光章を受賞されました。

坂東さんは、昭和21年から宮城県庁に入職され、昭和48年まで県土木行政で土木行政で活躍。昭和49年から松島町商工会役員、松島観光協会役員を歴任し、昭和63年1月に松島町長に当選し、平成8年1月までの2期にわたり地方自治の振興に尽力された功績が認められました。

石川博さんに旭日単光章



▲伝達式で役場を訪れた石川さん

平成23年度春の叙勲で、石川博さん（初原）が旭日単光章を受賞されました。

石川さんは、町議会議員として19年9カ月、昭和60年9月から町助役、その他町監査委員、商工会理事、同事務局長、シルバー人材センター理事長など、長きにわたり地方自治の振興に尽力された功績が認められました。

米寿おめでとう

（5月の敬老祝い金贈呈者）

- ◆阿部えなさん（高城）
- ◆丹野ちよのさん（高城）
- ◆大友みほ子さん（上竹谷）
- ◆田口みやさん（幡谷）
- ◆櫻井齊さん（初原）

ふるさと納税

- ◆西村晃一さん（宮城県仙台市） 30,000円
- ◆野口慎一郎さん（東京都世田谷区） 10,000円
- ◆中森芳宣さん（山口県周南市） 30,000円
- ◆橋本静雄さん（東京都足立区） 20,000円
- ◆松島宏樹さん（大阪府枚方市） 10,000円
- ◆佐藤雅一さん（東京都新宿区） 10,000円
- ◆大石進さん（名古屋市名東区） 100,000円

**65歳以上の方全員に
元気はつらつ健診が実施されます!**

シルバー世代の皆さまが一層元気に過ごせるよう、身体や心の働きの低下を早期に見つける健診です。

問診票が届いたら、自分で記入して忘れずに提出をお願いします。

- 対象者** 65歳以上の方全員
(ただし、要介護認定者を除く)
- 期間** 6月中に問診票が郵送されます。
- 方法** 期日内に問診票に自分で記入し、返信用封筒で提出してください。
- 結果** 1～2カ月後、結果アドバイスがご自宅に届きます。
必要な方には、別途各種健康教室や保健福祉サービスのご紹介があり、皆さまの心身の状態に合わせたサービスをご利用いただくことができます。
- 問合せ先**
松島町地域包括支援センター
☎ 354-6525

NHK放送受信料の免除について

NHKでは、東日本大震災における放送受信料の免除を実施します。詳細は、広報まつしま6月号と同時配布したチラシをご覧ください。

危険物安全週間

危険物安全週間が6月5日から6月11日まで全国一斉に展開されます。

危険物はひとたびその取扱いを誤ると、火災や重大事故につながることを十分に認識し、安全で正しい取扱いや、保管・処分方法を心がけ、危険物による事故を防ぎましょう。

- 問合せ先**
塩釜地区消防事務組合 消防本部
予防課 ☎ 361-1617
松島消防署 ☎ 354-4226

**子ども手当は
引き続き支給されます**

子ども手当は、平成23年4月から9月までこれまでと同様に支給されることになりました。なお、平成23年10月以降については、今後の国会審議等によって決定されます。

子ども手当とは… 次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するために支給される制度です。手当を受給された方は、この趣旨に従って、手当を用いる責務が法律上定められています。

- 支給対象となる方** 日本国内に住所を有し、0歳から中学校修了までの子どもを養育している方
- 支給金額** 子ども一人につき 月額13,000円
- 支給予定日** 平成23年6月10日

募集

入国警備官採用試験

- 受験資格** 昭和63年4月2日～平成6年4月1日生まれの方
- 受付期間** インターネット7月19日(火)～7月26日(火)
郵送または持参7月19日(火)～8月2日(火)
- 第1次試験** 9月25日(日)
- 第1次合格発表** 10月12日(水)
- 問合せ先** 仙台入国管理局総務課
人事担当 長田・片桐・水島
☎ 256-6076

(平成23年2月分～5月分) 平成23年10月7日(平成23年6月分～9月分)

- 手続きが必要な方**
 - ・出生などにより新たに養育する子どもができた方
 - ・既に受給していて、養育する子どもの数が増えた方
 - ・既に受給していて、他の市町村から引っ越しされた方
- 次の方は手続きの必要はありません**
 - ・既に受給していて、支給対象となる子どもの数に変更がない方
- ご注意ください** 期限を過ぎて手続きをすると満額受給できませんので、早めに手続きをしてください。
- 平成23年6月の現況届の提出は不要です**
- 問合せ先** 町民福祉課福祉班
☎ 354-5706

まつしまの相談窓口

相談事業	日時	場所・主催	対象	内容等	問合せ先
弁護士による無料法律相談(予約制)	6月7・14・21・28日(火) 午前10時～午後3時	役場会議室	町民 1人原則30分	多重債務問題、離婚問題、相続問題など。相談は無料で秘密厳守します	企画調整課まちづくり支援班 ☎ 354-5809
人権なんでも相談	6月1日(水) 午前10時～午後5時	勤労青少年ホーム	町民	人権擁護について	町民福祉課福祉班 ☎ 354-5706
行政相談	(受付:午後4時まで) 7月5日(火)			行政相談について	企画調整課まちづくり支援班 ☎ 354-5809
消費生活相談	午前10時～午後3時			消費生活相談について	産業観光課商工観光班 ☎ 354-5708
不登校電話相談	平日 午前9時～午後3時	塩釜市 けやき教室	塩釜市・多賀城市・松島町・利府町・七ヶ浜町の小中学生及び保護者	小中学生を対象にした不登校に関する電話相談・学校復帰指導	塩釜市けやき教室 ☎ 364-5141
健康電話相談	平日 午前8時30分～午後5時	保健福祉センター どんぐり	町民	健康に関する相談	健康づくり(保健師・栄養士) ☎ 355-0703
発育発達電話相談				育児・子どもの発育・発達の不安に関する相談	子育て支援センター ☎ 354-6888
高齢者に関する電話相談				高齢者の介護・生活等に関する相談	地域包括支援センター ☎ 354-6525

お知らせ

犬・猫引き取り日

- 日時 毎月第2・第4木曜日
(土日祝祭日は除く) 6月9日(木)、
6月23日(木) 午前10時～正午
- 場所 塩釜保健所
- 問合せ先 塩釜保健所 ☎363-5505

6月の納期限

町税などは、便利で忘れない、しかも安全な口座振替を利用しましょう。

- 納期 6月30日(木)
- 国民健康保険税 1期
- 町県民税 1期
- 介護保険料 2期
- 下水道受益者負担金 1期
- 問合せ
課税については税務班
☎354-5703
納付については特別滞納整理室
☎354-5913
介護保険料については健康長寿班
☎355-0677
下水道受益者負担金については
下水道班 ☎354-5710

国民健康保険被保険者証兼 高齢受給者証の交付について

国民健康保険加入者で今月70歳になる方(6月2日～7月1日生まれ)へ、高齢受給負担割合が記載された国民健康保険者証を郵送します。

なお、現在お持ちの被保険者証については、役場町民福祉課国保窓口へ返還してください。

- 発送日 6月17日(金)
- 問合せ先 町民福祉課
町民サービス班 ☎354-5705

松島町議会6月定例会

6月10日から6月定例会の開会が予定されています。

平成23年度補正予算などが審議される予定ですので、ぜひ傍聴にお越しください。

- 問合せ先
議会事務局 ☎354-5712

国民健康保険税の納税通知

平成23年分国民健康保険税は震災のため通知を延期しておりましたが、6月上旬に発送させていただくことになりました。

納期は6月末日を第1期とした各月末を納期限とする10期で納めていただくように変更になります。

- 問合せ先
財務課税務班 ☎354-5703

ふれあいの湯のお知らせ

東日本大震災により被害にあわれた町民の方に対し、5月16日(月)～6月30日(木)まで、入浴料を無料とします。

入浴時間は午前9時30分～午後8時30分までとなります。

- 問合せ先
町民福祉課健康長寿班
☎355-0666

図書室再開のお知らせ

開館日 6月3日 午前10時

現在お持ちの利用者カードは新カードと切り替えます。

●必要なもの 利用者カードお持ちの方：現在の利用者カード、身分証明書 新規で利用者カードを申込みの方：身分証明書

※身分証明書(中学生以上必須) 運転免許証・健康保険証・学生証など
※小学生以下のお子さんではできるだけ保護者同伴でのお申込みをお願いします。

なお、貸出中の本を未返却の場合は、必ず返却をお願いします。

(未返却本がある方には新カードの切り替えはできません)

- 問合せ先 勤労青少年ホーム
☎354-4036

人権相談所の全国统一電話番号

☎0570-003-110

(みんなの人権110番)

- 受付時間 平日
午前8時30分～午後5時15分
PHS電話や一部のIP電話からは利用できません。相談は、法務局職員または人権擁護委員が応じます。秘密は必ず守られます。
- 問合せ先 仙台法務局塩釜支局
☎362-2338

休日・急患診療のご案内

診療場所	診療日	受付時間	診療科目
松島病院	日曜・休日(国民の祝日) 年末・年始(12月31日～1月3日)	昼夜間	内科
塩釜地区 休日急患 診療センター	日曜・休日(国民の祝日) 年末・年始(12月31日～1月3日)	8:45～11:30 13:00～16:30	内科・小児科
	土曜日(休日に当たる日を除く)	18:30～21:30	小児科 (15歳まで)

- 問合せ先 松島病院 松島町高城字浜1-26 ☎354-5811
塩釜地区休日急患診療センター 塩釜市錦町7-10 ☎366-0630

歯科休日診療

6月5日(日)	引地歯科医院	塩釜市藤倉2-3-11	☎367-1774
6月12日(日)	藤原歯科	多賀城市伝上山2-31-45	☎366-4481
6月19日(日)	サンフィッシュ・ミウラ歯科	多賀城市下馬3-21-18	☎366-6060
6月26日(日)	うじいえ歯科医院	七ヶ浜町湊浜字入生田90-4	☎357-1727
7月3日(日)	ササキ歯科クリニック	塩釜市錦町7-6	☎365-7721

義援金等配分にかかる申請受付について

町では、義援金等の支給に係る申請受付を6月から開始します。
なお、被災者生活再建支援金を既に申し込まれた方については、申請手続きを省略し支給します。

○災害義援金（日本赤十字社等を通じて全国から寄せられた義援金）

義援金の配分対象者及び配分額の基準は、宮城県災害義援金配分委員会によって決定され、順次配分されます。

・被災の種類と見舞金額

死亡者・行方不明者 35万円 住宅全壊 35万円 大規模半壊 18万円 住宅半壊 18万円

○日本財団

日本財団から、今回の震災で死亡された方、行方不明の方のご遺族に対し、弔慰金5万円が支給されます。

○町民生活支援義援金

県内外の多くの支援者から、松島町民の方に寄せられた義援金を順次配分いたします。

支給対象者・基準は、配分委員会で決定されます。

・被災の種類と見舞金額

死亡者・行方不明者 5万円 住宅全壊 4万5千円 大規模半壊 2万5千円 住宅半壊 1万5千円
重傷者（1月以上の入院療養） 3万円

※重傷者等 地震により負傷し医師の治療を受け、1ヶ月以上の入院療養を要する方。

○災害見舞金（町単独）

町では、このたびの東北地方太平洋沖地震により被害を受けた方に、松島町東北地方太平洋沖地震見舞金支給要綱により、災害見舞金を支給します。

・被災の種類と見舞金額

死亡者・行方不明者 5万円 住宅全壊 5万5千円 大規模半壊 4万5千円 住宅半壊 3万5千円
重傷者（1月以上の入院療養） 2万円

新規採用内定取消者 5万円

※内定取消者：今回の震災により、採用が決まっていたものの内定を取り消され、かつ就職が決定していない新卒者

●提出書類

災害見舞金受領申出書、申請者身分証明書（運転免許証、健康保険証、年金証書等）、被災を確認できる書類（罹災証明書、死亡診断書や検案書）、支給対象者を確認する書類（世帯全員の同意書、被災者からの同意書）、遺族であることを証明する書類（同順位の方からの同意書）、口座の指定（振込口座の通帳の写し）など

●支給時期 いずれも申請のあった月から、1月程度かかります。

●問合せ先 町民福祉課福祉班 ☎ 354-5706

「高齢者世帯・障がい者（児）外出支援事業」について

町では非課税世帯の高齢者（75歳以上）世帯、重度障がい者（児）の方を対象に外出支援事業を実施しています。ただし、長期入院中や施設入所中の方は対象にはなりません。

対象となる方には郵送にて通知しています。事業の実施内容は下記のとおりです。

【助成の内容】 ※基準日を平成23年1月1日としています。

I. 障がい者（児）外出支援事業

○対象 ①身体障害者手帳1級または2級保持者 ②療育手帳「A」保持者

○助成 福祉タクシー・ガソリン利用券（年12,000円分）を交付

II. 高齢者世帯福祉タクシー助成事業

○対象 75歳以上（昭和11年1月1日より前に生まれた方）の高齢者のみの世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯

①非課税世帯（家族全員が平成22年度市町村民税非課税の世帯） ②生活保護世帯

○助成 福祉タクシー利用券（年6,000円分）を交付

【申請方法】

●申請期限 平成23年9月30日（金） 平日8:30～17:15 松島町役場1階町民福祉課福祉班窓口

●申請方法 郵送の申請書（窓口にも置いてあります。）にご記入の上、町民福祉課福祉班まで提出願います。

※障がい等により来庁できない場合は郵送もできますのでご相談ください。

●問合せ先 町民福祉課福祉班 ☎ 354-5706

東日本大震災により被害を受けられた方へ 税務署からのお知らせ

大震災により住宅や家財などに被害を受けられた方は、特例により、平成22年分所得税の軽減・免除を受けることができ、確定申告などの手続を行うことにより、税金の還付を受けられます。詳しくは最寄りの税務署にお問合せいただくか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

税制上の措置	概 要
申告・納付等の期限延長	平成23年3月11日以降に到来する全ての国税の申告・納付等の期限が延長されています。（平成23年5月現在の状況です。）（※1）
所得税の軽減または免除	所得税法に定める雑損控除、または、災害減免法に定める税金の軽減免除のどちらか有利な方法で所得税の軽減・免除が受けられます。
源泉所得税の徴収猶予・還付	所得税の軽減又は免除が受けられる方は、給与・公的年金・報酬料金に係る源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。
住宅借入金等特別控除の特例	住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅に居住できなくなった場合でも、控除期間は、引き続き適用を受けることができます。
財産形成住宅（年金）の利子等の非課税	大震災で被害を受けたことにより、払出しを受ける方は、その払出しに係る利子等は課税されません。
納税の猶予	財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方は、納税の猶予を受けることができます。
予定納税額の減額	平成23年分の所得税の見積額が、予定納税基準額に満たないと見込まれる場合は、予定納税額を減額することができます。

このほか、自動車が廃車となった場合の自動車重量税の特例還付や買換車両に係る自動車重量税の免除が受けられます。また、被災された方が作成する「消費貸借契約書」（金銭借用書）、「不動産譲渡契約書」、「建設工事請負契約書」の印紙税が非課税となります。

個別相談会を開催します

震災特例法により、住宅・家財・事業用資産等に被害を受けられた方については、税務署にお手続きをいただくことにより、平成22年分にさかのぼって所得税等の減免措置を受けられる場合があります。お手続きに関する個別相談会を開催しますので、お気軽にご利用ください。

- 会場 マリンゲート塩釜3階 マリンホール(塩釜市港町1-4-1)
- 開設期間 6月6日(月)～24日(金)(土・日を除く)
- 時間 午前9時～午後4時
- 問合先 塩釜税務署 ☎ 362-2151 ※自動音声の番号案内で0番を選択してください

平成23年度 松島町職員採用試験のお知らせ

平成23年度の松島町職員採用試験を次のとおり実施します。

1. 試験区分、職種、採用予定人員及び職務内容

試験区分	職 種	採用予定人員	職 務 内 容
上 級 (大学卒業程度)	行 政	若干名	町の政策、法務、まちづくり、福祉、産業振興など幅広く行政事務に従事します。
中 級 (短期大学卒業程度)	保育士	若干名	保育所又は幼稚園に勤務し、乳幼児の保育に関する業務に従事することになりますが、行政事務に従事することもあります。
	幼稚園教諭	若干名	

2. 受験資格

- 行政 昭和57年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した者または平成24年3月31日までに卒業する見込みの者
 - 保育士・幼稚園教諭 昭和62年4月2日以降に生まれた者で、幼稚園教諭及び保育士の両方の免許・資格を有する者または平成24年3月31日まで取得する見込みの者
3. 試験日・場所 ●第1次試験 試験日：平成23年7月24日（日） 場所：宮城県自治会館
●第2次試験 試験日：平成23年8月下旬
4. 受験手続 所定の受験申込書に必要事項を記入の上（写真貼付）、松島町総務課へ提出してください。試験の実施要綱、申込書は松島町総務課で配布します。
5. 申込受付期間 平成23年6月1日（水）から6月24日（金）まで。
郵送の場合は6月24日までに到着したものまで受け付けます。
- 問合先 総務課総務管理班 ☎ 354-5701 ※詳細は、町のホームページでもご覧いただけます。

被災地の被保険者、事業主、船舶所有者のみなさまへ

国民年金保険料の免除についてのお知らせ

- 被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方などは、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。
- 免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、市区町村またはお近くの年金事務所へお問合せください。
- 免除の申請手続きは、平成23年7月末日まで行ってください。**

(特例免除の承認期間は、平成23年2月分から6月分までの期間となります。なお、平成23年7月分以降の免除申請については、平成23年7月以降に改めて行っていただくことになります。)

※保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止手続きをとっていただく必要がありますので、速やかにお近くの年金事務所までご相談ください。

《被災により国民年金保険料の免除を申請される方へ》

国民年金保険料免除申請書に被災状況届(国民年金保険料免除申請用)を添付していただく必要があります。記載された書類は、ご住所の市区町村またはお近くの年金事務所へご提出ください。

また、ご本人が提出できない場合は、“委任状”が必要となりますので、ご注意ください。

社会保険料の納期限の延長についてのお知らせ

- 社会保険料の納期限の延長について

東日本大震災による被害に対応するために、次の①および②に該当する社会保険料(健康保険、厚生年金保険および船員保険の保険料ならびに子ども手当にかかる拠出金)については、その納期限が延長されることとなりました。

①平成23年3月11日以降に納期限が到来するもの

②次の地域に所在地を有する事業所、事務所、船舶所有者および被保険者等が納付するもの

〔青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県〕

※対象地域については、今後被災の状況を踏まえて見直ししていくこととしています。

※納期限の延長に該当する社会保険料について、督促状が到着した場合は、無効ですので破棄いただきますようお願いいたします。

- 延長後の社会保険料の納期限について

災害のやんだ日から2カ月以内の日が定められますが、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしており、後日お知らせいたします。なお、納入告知書(納付書)に記載された納期限は延長する前の納期限ですので、延長後の納期限に読み換え願います。

- 社会保険料の口座振替について

社会保険料の納期限が延長されることに伴い、対象地域に所在地を有する事業所等については、延長期間中は一律に社会保険料の口座振替を停止することと致しました。

延長期間中の社会保険料の納付については、お手数をおかけ致しますが、延長された納期限までに、後日送付します納入告知書(納付書)により、金融機関の窓口で納付していただきますようお願い申し上げます。

●問合先 被災者専用フリーダイヤル ☎0120-707-118 (通話無料)

平成23年4月11日～平成23年9月30日 月曜日～金曜日(祝日除く) 午前9時～午後5時

※一般的な年金相談はねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 でもお受けしています。

社会教育・体育施設の開館状況および開館予定について

今回の震災により、社会教育・体育施設が被災を受け復旧工事を実施しています。市民の皆さまには、大変ご迷惑をおかけしていますが、下記のとおり各施設を開館(予定)します。

中央公民館

会議室・研修室等 6月1日(水) 大集会室 7月1日(金) ●問合先 ☎353-3030

勤労青少年ホーム

会議室等 通常通り開館しています 図書室 6月3日(金) ●問合先 ☎354-4036

B & G海洋センター

体育館 通常通り開館しています ●問合先 ☎353-3688

学校開放施設

第二・第五小学校体育館および第一・第二・第五小学校校庭は通常通り利用できます ●問合先 ☎354-4485

運動公園・野球場・テニスコート等

通常通り利用できます ●問合先 指定管理者 マリソル松島スポーツクラブ ☎080-1669-4521 (鎌田施設長)

温水プール「美遊」

6月初旬に開館予定 ●問合先 指定管理者 陽光セントラル共同企業体 ☎353-8525

介護予防教室 参加者募集

●申込締切 6月10日(金)まで

●申込み・問合せ先 町民福祉課健康長寿班 ☎355-0703

健康体操教室

日常生活で腰や関節に負担をかけないために、筋肉を鍛えるトレーニングやからだのバランスをととのえる体操を行います。*希望者には送迎もあります。

- 対象 おおむね75歳以上の腰痛や関節痛等により歩行に不安を持つ方が対象です。
- 日程 6月20日(月)、27日(月)、7月4日(月)、11日(月)、25日(月)、8月1日(月)、8日(月)、22日(月)、29日(月)、9月6日(火)、13日(火)、27日(火)
- 内容 体調チェック、腰痛・膝関節痛予防のための講話と実技指導(10:30~11:30)
- 場所 保健福祉センターどんぐりまたは温水プール美遊
- 参加料 3,000円(全12回分)

健康水中運動教室

腰や関節の痛みを和らげ、からだ全体の動きをよくするための水中運動を行います。顔を水に浸けないので、泳げなくても大丈夫です。*希望者には送迎もあります。

- 対象 おおむね75歳以上の腰痛や関節痛等により歩行に不安を持つ方が対象です。
- 日程 7月6日(水)、12日(火)、20日(水)、8月3日(水)、9日(火)、23日(火)、31日(水)、9月7日(水)、14日(水)、28日(水)、10月5日(水)、19日(水)
- 内容 体調チェック、腰痛・膝関節痛予防のための講話と実技指導(10:30~11:30)
- 場所 温水プール美遊
- 参加料 3,000円(全12回分)

楽しくエアロビクス教室

リズムダンス、ウォーキング、ポール体操、チューブ体操など、からだの柔軟性、バランス、筋力アップのための体操を行います。

- 対象 65歳以上の健康な方が対象です。
- 日程 6月16日(木)、23日(木)、30日(木)、7月7日(木)、14日(木)、21日(木)、28日(木)、8月4日(木)、11日(木)、18日(木)、25日(木)、9月1日(木)
- 内容 体調チェック、運動の実技指導(10:00~11:30)
- 場所 温水プール美遊
- 参加料 4,000円(全12回分)

水中ウォーキング教室

歩行プールでのウォーキングで水に慣れた後、25mプールでいろいろなウォーキング、ストレッチ、筋力トレーニングなどの水中運動を行います。

- 対象 65歳以上の健康な方が対象です。
- 日程 7月2日(土)、9日(土)、16日(土)、23日(土)、30日(土)、8月6日(土)、20日(土)、27日(土)、9月3日(土)、10日(土)、17日(土)、24日(土)
- 内容 体調チェック、水中運動の実技指導(10:00~11:30)
- 場所 温水プール美遊
- 参加料 4,000円(全12回分)

生きがいデイサービス通所者募集

生きがいデイサービスとは・・・

元気な高齢者がますます元気でいられるように、週2~3日会場に集まって、さまざまな活動をするところです。現在町内3箇所(高城・松島・手樽)で実施しています。

好評につき6月より開所日を増やし、下記のとおり新規通所者を募集します。

1. 募集コース
 - ① 高城「ふれあいの家」 ※高城公会堂裏 火曜日・木曜日の週2回通所
 - 募集人数 12名 ●時間 午前10時~午後2時
 - ② 松島「ほほえみの家」 ※垣の内集会所隣 火・木曜日の週2回通所
 - 募集人数 12名 ●時間 午前10時~午後2時
 - ③ 手樽「ひだまりの家」 ※元手樽バス停前 月曜日・水曜日・金曜日の週3回通所
 - 募集人数 8名 ●時間 午前10時~午後12時30分

2. 対象者

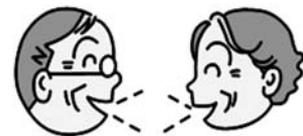
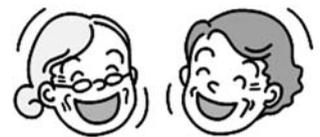
おおむね65歳以上の方(男女問わず)で、自力で通所でき、食事、トイレ、歩行などの身の回りのことが自分でできる方が対象です。介護認定を受けている方は原則として利用できません。

3. 利用料 1カ月500円(脳トレドリル等の実費です)

4. 内容 ◇健康チェック ◇脳トレ ◇健康体操 ◇趣味活動 ◇各種講話
などの楽しい活動を通し、元気な心身を維持します。昼食は各自持参してください。

●申込み・問合せ先 松島町地域包括支援センター ☎354-6525

※見学、1日体験もできますのでお気軽にお問い合わせください。



みんなの 伝言板

保護命令手続きについて

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)が施行されてからまもなく満10年の節目を迎えようとしています。

配偶者暴力に関する保護命令制度を利用し、平成22年12月までに裁判所に申し立てられた保護命令事件の件数は約2万3100件であり、発令された事件は約1万8300件です。

保護命令手続は、申立てが容易で、発令までの期間が短い利用しやすい手続であり、違反には刑事罰が設けられています。

保護命令手続全般についての詳細は、裁判所ウェブサイトからも閲覧することができますので、どうぞご利用ください。

●問合先 仙台地方裁判所事務局
総務課庶務係 ☎222-6115

東日本大震災・被災者／避難者支援 成年後見センター・リーガルサポート 無料電話相談

●電話番号 フリーダイヤル
☎0120-350610

●受付時間 月曜日～金曜日(土・日・祝日を除く)
午後1時～午後4時

●実施期間 5月9日(月)から当分の間(予告なく終了させていただく場合があります)

●問合先 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
☎03-3359-0541
FAX 03-5363-5065

甲種防火管理「新規」講習

ホテル、旅館、学校、病院、工場、事務所等で多数の人々が入り出し、勤務する工業所(平成21年4月1日からは小規模な社会福祉施設等も含まれます)または、一つの建物内に管理権原者が異なる種々のテナント等が存在する場合で、各テナントの管理する収容人員が多い場合には消防法に定められた資格を有する防火管理者が必要になります。その資格取得講習を下記のとおり開催します。

- 日時 7月4日(月)～7月5日(火)
4日：午前10時～午後5時
5日：午前10時～午後3時30分
- 場所 塩釜商工会議所 会議室
(塩竈市港町1-6-20)
- 受付期間
6月20日(月)～6月24日(金)
- 受講定員
80人(定員になり次第締め切り)
- 申込場所 塩釜地区消防事務組合
管内の消防署
- テキスト 受講の際はテキストが必要です。各消防署での受け付けの際に、塩釜地区防災安全協会が3,600円で販売します。
- 問合先 塩釜地区消防事務組合
消防本部予防課指導係
☎361-1616

松島町スポーツフェスティバル 卓球大会結果

B & G松島海洋センターで行われた第21回松島町スポーツフェスティバル卓球大会の結果は、以下の通りです。

小学生男子

優勝 松樹大梧(一小2年)
準優勝 谷地康輔(一小2年)
第3位 角田大希(二小4年)
大宮司秀高(一小2年)

小学生女子

優勝 長峰美希(一小2年)
準優勝 西村麻貴(一小5年)

ピンポンの部

優勝 角田定雄(上幡谷)
準優勝 渡辺力(磯崎)
第3位 高橋匡則(磯崎)
佐藤世帆(松中1年)

一般男子

優勝 松樹栄蔵(松島)
準優勝 石川雄一(初原)
第3位 佐々木健太(多高校2年)
鶴田真道(一小5年)

一般女子

優勝 橋本香織(松高2年)
準優勝 後藤菜緒(松高2年)
第3位 武田梓甫(松高2年)
山下忠子(磯崎)

※()内は昨年度の所属

おもちゃ病院まつしま 開院

- 日時 6月19日(日) 午前10時～午後2時(受付は午後1時まで)
- 場所 勤労青少年ホーム 2階 集会室



壊れたおもちゃを おもちゃドクターが無料で治します

※ただし、新しい部品との取り替えなどの場合は部品代(実費)をいただきます。

□付属のケーブル・リモコン・ACアダプター・説明書などがありましたらお持ちください。

□不要になったおもちゃは、部品を再利用しますので捨てずにごほうご譲りください。

●問合先 瀬上(せのうえ) 高城字町東一 ☎354-2873

健康ランド

マタニティ(保健福祉センターどんぐり)

6月6日(月)、6月20日(月)、7月4日(月)
 母子健康手帳の交付 9:30～11:00
 (*上記の日程で都合の悪い方は、事前にご連絡ください。
 ☎ 355-0703)

乳幼児健診等(保健福祉センターどんぐり)

6月3日(金) 3歳6カ月児健診(H19.11月～12月生)
 受付 12:30～12:45
 6月7日(火) ハイハイ赤ちゃんセミナー(H22.10月～11月生)
 受付 9:30～9:45
 6月7日(火) 1歳6カ月児健診(H21.10月～11月生)
 受付 12:30～12:45
 7月1日(金) 3～4カ月児健診(H23.2月11日～3月31日生)
 受付 12:30～12:45

シルバー昼食会

※会場はすべて保健福祉センターどんぐりで実施します。
 6月2日(木)、14日(火) あったか～い(どんぐり1班)
 6月3日(金)、17日(金) あったか～い(品井沼参加者)
 6月7日(火)、21日(火) あったか～い(どんぐり2班)
 6月8日(水)、22日(水) あったか～い(公民館参加者)
 6月9日(木)、23日(木) あったか～い(健康館参加者)

健康づくり事業(保健福祉センターどんぐり)

6月6日(月) 動楽ウォーキング教室
 6月27日(月) ノルディックウォーキング教室

健康増進機器利用講習会(保健福祉センターどんぐり)

平日(1人30分程度) *事前に予約が必要です。
 ●問合先 ☎ 355-0703(保健師、栄養士)

『健康の日』参加者募集

爽やかな初夏の季節となりました。
 本格的な薄着の季節に向け、「健康の日」を再開いたします。一緒に、気持ちのよい汗を流してみませんか? たくさんの参加、お待ちしております。



記

- 日時 6月10日(金)
午前10時～午前11時30分
- 場所 松島町温水プール 美遊
- 内容 軽運動(ストレッチ・リズム体操、ほか)
- 参加費 300円
- 申込み・問合先
6月9日(木) まで下記へお申込みください。
町民福祉課健康長寿班健康づくり担当 ☎ 355-0703

《脱メタボ大作戦!》①

町では今年も9月に住民健診を実施します。健診が近くなってから食事や運動に気をつけても、なかなか結果に表れないことが多いです。そこで、ぜひ今の時期から生活習慣の改善に取り組んでみませんか。

まずは、半年後にどんな自分になっていたかイメージして、目標を立ててみましょう。例えば、体重を3kg減らしたい、きつくなった洋服をまた着られるようになりたい、健診で異常なしといわれたい、などどんなことでも良いです。ただし、半年で10kg痩せたい・といった高すぎる目標では、体調を崩したり、途中で挫折したりしますので、自分が無理なく達成できそうな目標を立てるのがポイントです。

“今年こそはメタボから抜け出したい!”という方、いつまでも元気に過ごすために、一緒に楽しく頑張りましょう。

メタボリックシンドロームとは?

内臓脂肪型肥満に加え、①脂質異常、②高血糖、③血圧高値のうち2つ以上を合わせ持った状態のことをいいます。

内臓脂肪型肥満: 腹囲 男性 85cm以上
 女性 90cm以上

+

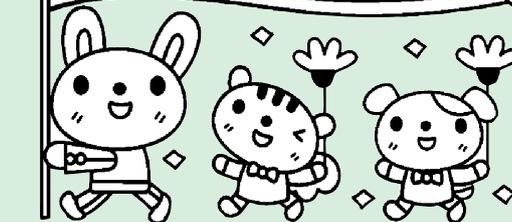
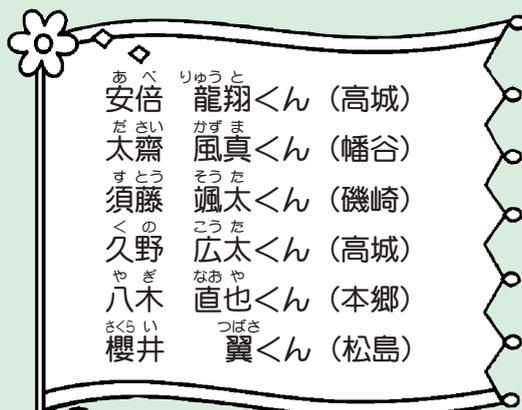
- ①脂質異常: 中性脂肪 150mg/dl以上
HDL コレステロール 40mg/dl未満
- ②高血糖: 空腹時血糖 110mg/dl以上
- ③血圧高値: 収縮期血圧 130mmHg以上
拡張期血圧 85mmHg以上

①②③のうち2つ以上

●問合先 町民福祉課健康長寿班 健康づくり担当 ☎ 355-0703

今月のピカピカ賞

5月12日の3歳6か月児健診で、むし歯のなかったお子さんを紹介します。



★これからも良い食習慣と歯みがきを続けて、きれいな歯を守りましょう!

本町では多くの方々のご協力に支えられ、生活再建に向けた取り組みが行われています。今月号からそんな心温まるお話をお伝えします。

きれいな松島の姿を早く取り戻せるように 災害ごみの処理にあたる岡山県岡山市・倉敷市職員の皆さん



▲岡山市と倉敷市の職員の皆さん

岡山市や倉敷市から派遣された職員の皆さんが、松島町で発生した災害ごみの処理に支援をいただいています。東日本大震災により、町内では倒壊したブロック塀や被災した家屋、家具などの災害ごみが大量に発生しました。被災地におけるその量は数十年分といわれており、当町でも仮置き場となった町民グラウンドには、がれきが山積みとなりました。町だけではそのごみの仕分けや搬出に限界があったことから、全国の各自治体が加盟する(社)全国都市清掃会議を通じて支援を依頼。その呼びかけに岡山県の岡山市と倉敷市が応えていただき、両市の職員合わせて16人が4tパッカー車、ダンプ、リフトトラックなど7台と土のう袋などの支援物資を持参で応援

に駆けつけてくれました。

4月12日に到着後、長旅の疲れも見せずにごみの分別や搬入車両の誘導、消却施設や最終処分場までの搬出作業などにあたりました。作業効率が向上し、しっかりと分別されるようになり、ごみ置き場の中も整理されました。両市の皆さんは「早くきれいな松島の姿を取り戻せるように、限られた時間の中で精一杯協力したい」と話し、次々搬入される災害ごみの対応にあたっていました。



▲激励に訪れた伊東市長

また、当初は4月30日までの予定でしたが、災害ごみの量が多いことから、まだ支援が必要と判断。5月9日に伊東香織倉敷市長と職員14人が11tトラックなど7台で来町し、5月31日まで延長して作業にあたってくださいました。災害ごみの状況を視察した伊東市長は「同じ観光地として松島町の一刻も早い復興を願い、また、復興に向けた大きな一歩を踏み出すための手助けになればと思っています」と話していました。



▲災害ごみを搬出する両市の皆さん

広報まつしま5月号と議会だより第106号でお知らせしたメールアドレスを下記の通り変更します

町代表 info@town.matsushima.miyagi.jp
議会 gikai@town.matsushima.miyagi.jp

毎週月曜日は窓口業務を 午後7時まで延長しています

住民の皆さんの利便性を図るため、各種証明書の発行、公金の収納業務について、毎週月曜日は午後7時まで窓口業務を延長しています。
(ただし、月曜日が祝祭日の場合は翌日になります)



町の人口

(H23年5月1日現在:住民基本台帳)

()は前月比

男 7,464人(48) 人口 15,412人(71)

女 7,948人(23) 5,495世帯(8)

広報まつしま

2011 6月号 No.438

編集と発行 宮城県松島町企画調整課まちづくり支援班
〒981-0215 宮城県宮城郡松島町高城字町10番地
TEL. 022-354-5809 FAX. 022-354-3140

ホームページアドレス http://www.town.miyagi-matsushima.lg.jp/
メールアドレス info@town.matsushima.miyagi.jp

環境に配慮し、再生紙を使用しています

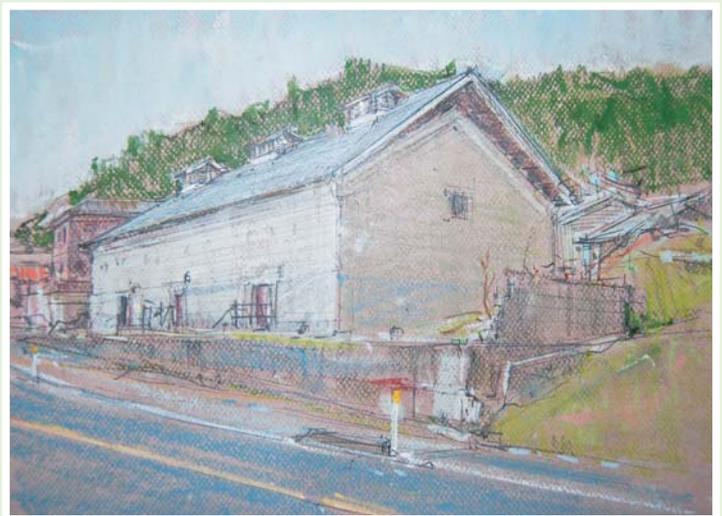


この広報紙は環境にやさしい大豆油インキで印刷しています

浅井元義スケッチシリーズ

まつしま懐古物語

28



▲重厚な石造に頑丈な扉が特徴です

旧松島駅の近くにて建てられていることから松島からも各地へ輸送されたことが伺えます。重厚な石造りに頑丈な扉が特徴の建物は、当時の産業を支えた町内では珍しい近代産業の遺構です。

旧繭検査場

(初原字志戸内)

初原志戸内にある旧繭検査所は昭和初期に建てられました。

当時、日本の主要輸出品の一つであった生糸産業は大いに栄えていました。